

## 事業者の皆さんへ 償却資産の申告はお早めに

市内で事業を営んでいる個人や法人(工場や商店などの経営、駐車場やアパートなどの貸し付け、太陽光発電設備を設置し売電している人など)のうち、毎年1月1日現在、市内に償却資産を所有している人は、早めに申告してください。

※毎年、申告している人には、「償却資産申告書」などを12月中旬に発送します。申告書が届かない人や、新たに償却資産の申告が必要な人はご連絡ください。

●令和4年1月31日(月)

### 償却資産とは

土地・家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その事業のために用いている構築物・機械・器具備品などのこと。

### ●資産税課

(☎0848-38-9164)

## 国保・後期「医療費のお知らせ」を発送します

医療機関を受診した内容(医療機関名、受診年月、患者負担額等)をお知らせする通知です。

医療費控除の確定申告で利用することができます。2回目の通知より前に確定申告をする場合、11・12月分診療分の医療費控除は領収書で行う必要があります。

### ■国民健康保険の被保険者

年に2回、各世帯主宛に通知。

### 発送予定時期

【1回目】2月上旬(1~10月診療分)

【2回目】3月下旬(11~12月診療分)

※送付不要の世帯は「医療費通知送付不要の届出書」を提出してください。(昨年度までに提出している場合は不要)

### ●保険年金課

(☎0848-38-9142)

### ■後期高齢者医療の被保険者

年に2回、各被保険者宛に通知。

### 発送予定時期

【1回目】1月下旬(1~10月診療分)

【2回目】3月中旬(11~12月診療分)

●広島県後期高齢者医療広域連合医療費通知コールセンター

(☎050-3850-1053※令和4年1月下旬に開設。)

## 令和4年度の固定資産税・都市計画税は 1月1日現在の所有者に課税されます

所有権移転登記が年内に完了しない場合は、次年度も元の所有者に課税されます。固定資産の売買・相続等をしたときは、早めに法務局で手続きしてください。

- 所有者が死亡したときは、相続登記が完了するまでの間、相続人の中から納税通知書等の書類を受け取る代表者を届け出てください。
- 令和3年1月2日以降、土地の利用状況の変更(宅地を畑にした等)や、建物を解体した等で登記の変更をしていない場合は届出をしてください。

※山林や農地を太陽光発電設備用地や駐車場等に転用した場合は、宅地か雑種地として地目認定をするため、評価額や税額が大幅に上がります。

●資産税課(☎0848-38-9162 ☎0848-38-9164)  
因島瀬戸田資産税係(☎0845-26-6228)

## 政治家の寄附・あいさつ状は禁止です

年末年始は、歳暮や年賀など贈り物の多くなる季節です。しかし、政治家(立候補予定者も含む)が選挙区内の人にお金や物を贈ることや、有権者が寄附を求めることは、法律で禁止されており、違反すると罰せられます。

また、政治家が選挙区内の人に年賀状等の時候のあいさつ状を出すことも禁止されています。

### 三ない運動

贈らない 求めない 受け取らない



●尾道市選挙管理委員会・尾道市明るい選挙推進協議会  
(☎0848-38-9258)

## 「電子メディアとの付き合い方」の 標語入賞作品が決まりました

9月の標語募集では、小学生988点・中学生832点のご応募をありがとうございました。

【小学生の部】※敬称略。

最優秀賞 画面より ぼくの成長 見てほしい(青山 粹/高須小6年)

優秀賞 面会が できない家族 つなげよう(延広 航/高須小6年)

優秀賞 文字消すも 心の傷は 消せないよ(村上菜和子/高須小5年)

入選 ネットでも やさしい心の ままでいて(樋口永奈/高見小5年)

入選 再確認 一生消せない その情報(佐藤太郎/栗原小6年)

入選 ノーメディア 増える会話と 深まるきずな(田頭優月/高須小6年)

【中学生の部】※敬称略。

最優秀賞 その情報 流す責任 とれますか?(田中 咲/向島中2年)

優秀賞 スマホ依存 気づけば家族の 会話ゼロ(児仁井蒼太/高西中3年)

優秀賞 友達に 会っていいねを 伝えよう(杉原怜穂/高西中1年)

入選 何気なく 載せた一言 大丈夫?(向井鈴香/向島中3年)

入選 スマートフォン 依存するより 利用しろ(小崎 軸/尾道中3年)

入選 書きこみは 一歩外せば 犯罪者(村上蒔温/向島中2年)

●青少年センター(☎0848-37-8744)

## 令和3年分の申告から適用

# 市・県民税に係る主な税制改正

### 申告相談は2月中旬から始まります

市内各会場の日程は、広報おのみち1月号でお知らせします。

### ●【市・県民税について】

市民税課

(☎0848-38-9154)

因島瀬戸田市民税係

(☎0845-26-6227)

●【軽自動車税について】

市民税課

(☎0848-38-9213)

## 1 住宅ローン控除の特例期間の延長

住宅ローン控除の控除期間を13年間とする特例が延長され、令和3年1月1日から令和4年12月31日までの間に一定条件のもと入居した人が対象となりました。

入居年月…平成21年1月から令和元年9月まで  
⇒ 控除期間 10年  
令和元年10月から令和2年12月まで  
⇒ 控除期間 13年  
令和3年1月から令和4年12月まで  
⇒ 控除期間 13年

## 3 上場株式等の配当所得等に係る課税方式の選択制度の改正

令和3年分以後の確定申告書を令和4年1月1日以後に提出する場合は、所得税の確定申告書のみで申告手続きが完結できるように、確定申告書に個人住民税に係る附記事項が追加され、市県民税の課税方式について確定申告書に附記するだけで、所得税と異なる課税方式を選択することができるようになりました。

## 5 軽自動車税(種別割)のグリーン化特例の見直し

軽自動車税(種別割)のグリーン化特例(軽課)が2年延長されることになりました。また、対象になる車両については、電気自動車等およびガソリン車(営業用乗用車)のみに限定し、対象・要件を見直しました。

〈グリーン化特例とは〉

排出ガス性能および燃費性能の優れた環境負荷の少ない軽自動車に対して、その車が新規検査を受けた日の属する年度の翌年度分の税率を軽減する特例措置です。

(例:令和3年6月1日に新規検査を受けた→令和4年度軽自動車税を軽減)

〈改正後の対象・要件等〉

対象・要件等		税率
電気自動車		概ね75%軽減
天然ガス自動車(平成21年排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物低減達成車または平成30年排出ガス規制適合車)		概ね75%軽減
乗用営業用車に限る	平成17年排出ガス規制75%低減、または平成30年排出ガス規制50%低減車	令和2年度燃費基準達成かつ令和12年度基準90%達成車 概ね50%軽減
		令和2年度燃費基準達成かつ令和12年度基準70%達成車 概ね25%軽減